

幼児教育の充実

【現状と課題】

幼児の基本的な生活習慣の欠如、コミュニケーション能力の不足や小学校生活にうまく適応できないなどの課題が指摘されている中で、改正教育基本法第11条に、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」ことが新たに規定されました。

また、幼児教育の質の向上に向け、教育内容の整合性を図った新しい幼稚園教育要領と保育所保育指針が、平成21年度から施行されます。

核家族化や少子化、情報化など社会状況が変化する中で、保護者が子育てに対する不安やストレスを解消し、子育てに喜びや生きがいを感じ、子どものよりよい育ちを実現できるような子育て支援が求められています。

平成18年度に設けられた「認定こども園」制度は、全国的に認定が進んでおらず、平成20年4月1日現在で、全国で229園（うち鹿児島県9園）と少ないことから、国は、現行制度の問題点等を整理し、制度改革に取り組むこととしています。

【これからの施策の方向性】

幼稚園、保育所、教育・保育を一体的に行う認定こども園がそれぞれの特色に応じた幼児教育を実施できるように、関係部局との連携を密にし、幼児教育全体の質の向上に努めます。

幼稚園、保育所、家庭、地域の連携により、幼稚園等を活用した子育て支援に係る取組を推進します。

国の認定こども園制度の見直し等を踏まえ、それぞれの地域の実情に応じた取組を促進します。

【主な取組】

幼稚園、保育所、認定こども園に対し、幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改正の趣旨や内容の周知徹底を図り、幼児教育の質の向上に努めます。

子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携を図ります。また、教諭や保育士に対する研修の充実を図ることにより、教職員の資質向上に努めます。

各種会議・研修会等で、認定こども園制度の周知徹底を図るとともに、申請がなされた場合の手続きが迅速に行われるよう市町村に要請します。

幼稚園、保育所、家庭、地域が連携し、幼稚園等の施設の開放、保護者同士の交流、子育てについての情報提供や指導・助言などの子育て支援に係る取組を促進します。